

令和5年(ワ)第32965号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年6月3日

判 決

東京都港区六本木3-7-1-1307

原告 立花孝志

東京都千代田区隼町2番12号 藤和半蔵門コープ208

被告 つばさの党

(以下「被告党」という。)

同代表者党代表 黒川敦彦

同所

被告 合同会社オリーブの木

(以下「被告会社」という。)

同代表者代表社員 黒川ナヲミ

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、50万円及びこれに対する令和5年6月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その7を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、160万円及びこれに対する令和5年6月

10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告らが動画共有サイトにおいて公表した動画により、原告の名誉が毀損されたと主張して、被告らに対し、共同不法行為に基づき、慰謝料160万円及びこれに対する不法行為後の日である令和5年6月10日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 原告は、過去に地方自治体や参議院の議員、国政政党の党首等を務めたことがあり、現在も政治活動を行っている。[甲5]

イ 被告党は、黒川敦彦を代表者として政治活動を行う権利能力なき社団である。被告党は、インターネット上の動画共有サイト「YouTube」(以下「本件サイト」という。)に「チャンネルつばさ・黒川あつひこ」というアカウント(以下「本件アカウント」という。)を開設して、黒川などが出演する多数の動画を公開している。[甲1、2、乙3、4、6]

ウ 被告会社は、黒川の実母が代表者を務めているものの、実質的に黒川が運営している会社である。被告会社は、被告党と共同して本件アカウントの管理及び運営を行い、本件アカウントにおいて動画を公表することにより本件サイトの運営会社から支払われる広告料を受け取っている。

(2) 被告らによる動画の公表

被告らは、令和5年6月9日、本件アカウントを用いて、「立花孝志が反社から借入・確定情報。内部告発、Z李が共謀しガーシーを騙した。青汁王子の関与の相関図暴露【大津綾香、黒川あつひこ、政治家女子48党、NHK党】」というタイトル名の動画(以下「本件動画」という。)を本件サイト上に公表した。黒川は、本件動画において、原告が令和元年の参議院選挙

直前に反社会的勢力（住吉会構成員1名、山口組元構成員1名、元半グレ2名、半グレ1名の合計5名）から合計約7000万円を借り入れた旨の発言をした（以下、この発言を「本件発言」といい、本件発言において摘示された上記の事実を「本件摘示事実」という。）。〔甲3、4〕

3 争点

- (1) 本件摘示事実による原告の社会的評価の低下の有無〔争点1〕
- (2) 真実相当性の抗弁の成否〔争点2〕
- (3) 損害額〔争点3〕

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1（本件摘示事実による原告の社会的評価の低下の有無）について

(1) 原告の主張

原告は、反社会的勢力ではなく、同勢力との経済的つながりもない。本件摘示事実により原告の社会的評価が低下したことは明らかである。

(2) 被告らの主張

否認ないし争う。

2 争点2（真実相当性の抗弁の成否）について

(1) 被告らの主張

仮に本件摘示事実が原告の社会的評価を低下させるものであるとしても、以下の事情によれば、真実相当性の抗弁が成立する。

ア 本件発言は、国会議員の経験を有し、国政を担おうとしている原告について、反社会的勢力との関係性があり政治家としての素質に疑問があることを提起するものであるから、公共の利害に関する事実について、専ら公益を図る目的で行われたものである。

イ 黒川は、友人である杉田勇人を介して、高橋康平という人物から、「原告が、現職の住吉会のヤクザ1人、元山口組のヤクザ1人、元半グレの2人、現役の半グレ1人の合計5名から、総額7000万円くらいお金を借

りている」と聞かされた。高橋は、黒川に対し、街宣において上記の借入れの事実を話したことで法的責任を追及されることがあれば、自分が責任を取る旨話していた。その後、高橋は、黒川に対し、借用書（乙5。以下「本件借用書」という。）を入手できたことから250万円で売りたいと申し入れ、本件借用書が偽物であった場合には法的責任を取る旨述べたことから、黒川は、本件借用書を代金250万円で購入した。本件借用書には、原告が、松川弘幸なる人物から2000万円を借り入れたこと等が記載されており、黒川は、原告が作成していた書類と同一の体裁であること、暴力団が絡む書類を偽造することにはリスクがあること、高橋が法的責任を取ると発言したことから、本件借用書が真正なものであり、原告が反社会的勢力から借入れをしているという高橋の話も真実であると信じた。したがって、被告らは、本件摘示事実が真実であると信ずるにつき相当の理由があった。なお、黒川は、本件動画の公表後、松川が住吉会及び山口組の人物ではないことが判明したこと等から、本件借用書が偽物であると判断するに至ったが、上述のとおり、本件動画の公表時においては、本件摘示事実が真実であると信じていた。

(2) 原告の主張

否認ないし争う。高橋は、黒川から借用書の偽造を320万円で依頼されたと述べており、被告らの主張は信用できない。

3 争点3（損害額）について

(1) 原告の主張

原告は、被告らの不法行為によって社会的評価を著しく傷つけられるとともに、名誉感情も侵害された。これらを慰謝するための金額は160万円を下らない。

(2) 被告らの主張

否認ないし争う。

第4 当裁判所の判断

1 争点1（本件摘示事実による原告の社会的評価の低下の有無）について

本件摘示事実は、一般の閲覧者において、原告が反社会的勢力に属する人物と経済的なつながりを有しているとの印象を与えるものであり、このような事実が原告の社会的評価を低下させることは明らかである。したがって、本件摘示事実により原告の社会的評価が低下したことが認められる。

2 争点2（真実相当性の抗弁の成否）について

(1) 事実摘示による名誉毀損については、その表現が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、当該表現には違法性がなく、上記の証明がないときにも、上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されるものと解される（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和58年10月20日第一小法廷判決・集民140号177頁参照）。

(2) 被告らは、高橋が、本件摘示事実の裏付けとして、本件借用書を提供し、法的責任を追及された場合には責任を取ると述べたことから、被告らにおいて、本件摘示事実が真実と信ずるについて相当の理由があり、真実相当性の抗弁が成立する旨主張する。

しかしながら、黒川が高橋から購入したとされる本件借用書には、原告が松川から2000万円を借り入れる旨の記載があり、本件摘示事実における原告の借入金額（約7000万円）と異なるのであって、本件借用書が本件摘示事実を的確に裏付ける資料であるということとはできない。その点を措くとしても、証拠（乙5、6）及び弁論の全趣旨によれば、被告らは、本件借用書が実際に原告によって作成されたか否かについての調査を行っていないこと、松川が本件摘示事実において指摘されている住吉会や山口組に所属す

る人物ではなく、黒川は、本件動画の公表後、インターネット上での検索により松川が住吉会や山口組に所属する人物ではないことを知ったことが認められる。そうすると、被告ら（黒川）は、本件借用書を入手した時点で、インターネット上で調べるなどの簡単な調査を行っていれば本件借用書が本件摘示事実を裏付ける資料にはなり得ないことを知り得たにもかかわらず、何らの調査も行わず、軽率にも本件借用書が本件摘示事実の裏付けとなると判断したものといわざるを得ない。そうである以上、本件借用書をもって本件摘示事実が真実であると信じることに相当な理由があったなどということはい

10 なお、高橋が黒川に対して本件摘示事実と同旨の内容の公表につき法的責任を追及された際には責任を取ると述べたことを認めるに足りる証拠はないが、上記認定のとおり、黒川が本件借用書に関する調査を行っておらず、また、高橋が提供する情報の信用性が高いことをうかがわせる事情もないから、仮に上記発言があったとしても、これをもって、本件摘示事実が真実であると信じることに相当な理由があったなどということできない。

15 (3) 以上によれば、被告らが、本件摘示事実が真実であると信ずるにつき相当な理由があるとは認めることはできず、被告らの主張には理由がない。

3 争点3（損害額）について

20 (1) 以上の検討によれば、本件動画（本件摘示事実）は、原告の名誉を毀損するものであるところ、被告らは、共同して運営管理する本件アカウントにおいて本件動画を公表したのであるから、共同不法行為が成立し、原告に対し、連帯して、損害を賠償する義務を負う。

25 (2) 本件摘示事実の内容は、原告が反社会的勢力との間に経済的なつながりを有していることを指摘するものであり、政治活動を行っている原告にとってその社会的評価の低下の程度は軽視できるものではないこと、他方において、本件摘示事実を裏付ける資料等が本件動画において示されていたわけではな

く、信頼性の高い情報であると当然に受け取られるとまではいえないこと、
その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、本件摘示事実により原告の受
けた精神的苦痛を慰謝するには、50万円が相当である。


第5 結論

5 以上によれば、原告の請求は主文第1項の限度で理由があるからその限度で認
容し、原告のその余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文の
とおり判決する。

東京地方裁判所民事第49部


10

裁判長裁判官

村田 一広 

15

裁判官

谷池 政洋 

20

裁判官

矢崎 啓太 

これは正本である。

令和6年7月31日

東京地方裁判所民事第49部

裁判所書記官 田中 優

